

成田市議会基本条例制定に向けての意見交換会における質疑応答

開催日 平成 26 年 11 月 5 日（水）

番号	項目	市民からの質疑・意見の概要	回答
1	全体	条文中の「〇〇に努める」という表記について、努力目標ではなく、断定を。	できるだけ断定的に言えるものは断定的に言うように努力したい。
2	議会の運営及び議員活動の原則 第 2 条	第 2 条 3 項に、「議会活動に市民参加の機会の拡充を図るとともに」という文言がある。その中で市民参加だけではなく、参画というところも、文言で書くなり、参画というところも含めた条文にしてもらいたい。	条例においては、基本的に議会が主体となり、市民の方により広く積極的に参加してもらうような仕組みをつくっていくという形をとっているが、その中においても、市民と議員がともに何かをつくり上げるという姿勢は常に持っていかなければならないので、趣旨については、十分取り入れていきたいに思っている。
3	市民と議会との関係	市民と議会との関係の中で、主権者は市民であるといった文言を入れてほしい。	市民が主権者であることを十分認識して条文をまとめているが、文言としては受けとめ、これから協議をしていきたい。
4	市民と議会の関係 第 6 条	第 6 条の関係の市民参加において、開催時間の設定など本当に市民参加を妨げる要因の洗い出しをしているのか。	市民参加については、公聴会制度、参考人制度の活用に努め、請願・陳情の審査においては、請願者及び陳情者の意見を聞く機会を設けるということを第一義的に考えている。
5	市民と議会の関係 第 7 条	公的機関で議会報告会ができるように考えては。また、各党派などで、市民のところへ出向いて行って公民館などでできれば、もっとよくなると思う。	公民館での開催や、エリアを含め今後検討していく。
6	議会と市長との関係 第 9 条	市長は部下を使い政策立案しているが、議員は、今の政務活動費で十分賄えるか疑問である。反問権は認めるべきではない。	反問権は、質問の趣旨、内容の確認、質問の背景、根拠の確認までは認めるが、代替案などの反論権は認めない。

7	議会と市長との関係 第9条	本会議は、何となくセレモニー化しているような感じがして、緊張感がうかがえない。誰のため、何のためという、視点が弱いことが市民の無関心さを呼んでいるのではないかと。	セレモニー化に関しては、傍聴している方ではなくても感じる方は、実況で見られている方、それから同じ議場にいる方でも、感じている方は確かにいるということはおっしゃるとおりである。
8	議員の政治倫理、身分及び待遇 第22条	議員定数を市長が削減できることについて、認めることは理解できないが。	決定権は議会が持っているが、より具体的に、市民の直接請求権、市長の提案権、議会の提案権を明記した。
9	その他	午後7時という開催時間で参加者が10数人である。この数倍の人の意見を聞いたほうがよりよい議会基本条例ができると思う。	より多くの人々の意見を聞くため、今後の議会報告会の開催等について、時間や場所、広報の方法を含め、よりたくさんの方に参加してもらえよう考えていきたい。
10	その他	意見交換会後に、意見を出したい場合、何日までなら検討の対象にしてもらえるのか。	11月末までに事務局まで提出してもらいたい。
11	その他	意見交換会の開催について、空港記者クラブに連絡し、啓発を行ったのか。	記者クラブ等への連絡はしていない。ポスターや議会だよりでお知らせをしたが不十分であったため、今後は議会報告会の周知方法について検討していきたい。
12	その他	常設の調査機関、外部の調査機関の力をかりて、対応したらどうか。	第19条にあるとおり、市政の課題に関する調査又は検討のために必要があると認めるときは、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させていく。
13	その他	請願書における押印は廃止してほしい。	
14	その他	委員会において、傍聴席から質問者である議員の顔が見えないため、傍聴者への配慮をお願いしたい。	
15	その他	議会開会1週間前に、一般質問の通告一覧を公開してほしい。	